

令和6年9月定例会 一般質問 筒井寛議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「防災意識で『奈良いち』になる」

○筒井 寛 皆さんこんにちは。

議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

今回は大きく2つのテーマ、地震災害の件と保育所のことについて質問いたします。

まず1つ目、地震のことですが、本議会は地震のことに触れられる議員がほかにもおられるだろうということは予想しておりまして、もう既に質問もされておるわけですが、その辺質問の内容が重複しないよう注意しながら行うように気をつけます。よろしくお願いいたします。

本年は元日から大変大きな地震災害が発生し、またそれが地震発生確率が低いとされていた北陸地方であったこと等も併せ、この国に住まう以上、本当にいつどこで震災に遭うか分からないという恐ろしさを改めて思い知らされる一年の始まりとなりました。震災発生から半年以上がたった今も被災された方々はいまだ避難所暮らし、また家が修理できてない方、たくさんおられまして、そのことを思うと胸が痛いわけですが、そうこう心配してるうちに、8月に入って、今度は九州のほうでまた大きな地震が発生いたしました。その震源の位置がいろいろと取り沙汰されている場所であったこと、またそれが間が悪く、お盆休みであるとか、台風の接近とか、様々な複合的な要素が絡まって、米不足や水の買占めが起こり、少なからず市民生活に影響が出ているような状況であります。

そのような状況の中、今我々がすべきことは何かを考えると、被災された方々への支援は、もうできる限りのことをするのは、それはもちろんのことといたしまして、現時点で被災をしていない私たちが災害に直面したときに少しでも被害が小さくなるように、被災していない今こそ意識を高く持つことが重要だと思いますので、それにつながる質問をしていきたいと思います。

ということで、1つ目の質問、政府レベルで様々な地震の発生を想定しておりますが、本市において大きな被害をもたらすであろうと予想されている巨大地震としてはどのようなものが想定されているかを1つ目の質問といたしまして、壇上からは以上といたします。

○危機管理監 本市の地域防災計画において、本市に最も大きな被害をもたらす可能性が高いものとしまして、内陸型である中央構造線断層帯地震と海溝型である南海トラフ地震の2つの地震を想定しております。また、南海トラフにつきましては、四国の南の海底にある水深4,000メートル級の深いトラフのことで、南海トラフを震源とする地震のことを南海トラフ地震と呼ばれ、南海トラフ地震には、発生する場所によりまして、東海地震、南海地

震、東南海地震などの呼び名が使われるものと認識しております。

以上でございます。

○筒井 寛 今言うてくれはった中で、多分この香芝で一番大きな被害が出そうなのは中央構造線のほうだとは思うんですけどね。そっちのほうで震源が多分近くなるということで予想されますから。でも、海溝型の地震のほうも大きな被害が出る可能性はもうもちろん十分にありまして、注意が必要だということでもあります。そういうふうに政府は想定してるかと答弁してくれてはったと思いますが。

その8月8日、宮崎県日向灘沖で起こったマグニチュード7.1の地震、これですね。大きな被害をもたらすことになるかもしれない南海トラフ地震が起きるとしたら、この辺が震源になるだろうと想定されている区域内に震源地があった地震であつたわけですね。ですから、その地震そのものはいわゆる南海トラフ地震ではないけれど、そこにつながるものになるかもしれない。ということで、その地震を南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）というものが気象庁から発表されたということによろしいですね。間違っていないですね。はい。じゃあ、大丈夫だと思います。

こういう情報が発せられるのが初めてのことで、国民のみんながどう対応したらええねんというようなみたいで、あまり大きくではないかもしれませんが、ちょっと戸惑いがあった。というふうな状況で、地震などに発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）とはどういうもんなのかというのを質問しようと思ってたんですが、これはもう既に質問されてて答弁もあつたんで、重複しないように避けまして、既にあつた答弁では、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと。自治体とか企業などが防災体制を取りやすくするために気象庁が臨時の情報等を発表して情報提供を行ったものということで答弁いただいたということで間違いはないですね。よろしいですね。はい。

さらに言うと、それもうどんどん聞くはずやったんですが、もう皆言うてくれはった。どういふのがあんねんという、調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒、調査終了の4段階あり、この間出たんは巨大地震注意であつたということも、もうこれも言われました。

さらに、もうほんまにすんません、全部重複するわけではありますが、そういう情報が出たときはどういう対応するのかということも、どういう対応するというふうに予定しているか、想定しているか。というの、これも質問するはずだったんですが、これももう既にあつて、答弁としては、地域防災計画に基づいて警戒配備の体制を取る。政府や気象庁が行う呼びかけに合わせて、市民の方に対して周知啓発を行う。ということで、これも答弁にあつたわけでありまして。これはどういう予定、想定をしているか、どういう対応するかという、その想定ということで質問なんです。

では、実際、本市といたしましては、今回の場合、具体的にはどのような対応を行ったのかということをお聞きしたいわけなんです。これも既にあつたかもしれませんが、これは次につながるんで、ここは改めて確認しておきたい。簡単で結構です。

○危機管理監 臨時情報の発表と同時に、地域防災計画に基づきまして、警戒配備の体制を

1週間継続させていただきました。議員おっしゃっておられましたように、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に伴います気象庁の呼びかけに合わせまして、日頃からの地震への備えを再確認することや、地震の発生に注意しながら日常の生活を送ることなどを周知させていただき、本市のホームページやLINE、その他SNSなどで周知させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○筒井 寛 ありがとうございます。

要するに、その発せられた情報、巨大地震注意を基にしっかりと警戒態勢を1週間継続したということですね。市民への啓発にも取り組んだということであります。

その警戒態勢をしいた、それっていうのは県内のほかの自治体、市町村とか、基本的には全部そういう警戒態勢を取ってはったんですか。

○危機管理監 県内の39市町村のうち、本市を含みます7団体が臨時情報の発表に合わせまして警戒態勢を取って対応したものでございます。

以上でございます。

○筒井 寛 そうなんですか。その7つの自治体で警戒態勢が取られた。というのは、ちょっと意外な感じですね、その7つしかしていないというのが。もちろん、ほかの他の自治体を批判とかするつもりはもう全くございません。それぞれにご判断されたことだと思います。その中で、本市においては警戒態勢を取ると判断したのだから、それはそれでよかったんだというふうに思います。お盆休みとか帰省しようと思うてはった職員さんもいてはったと思うんですけどね。1週間、大変負担が職員さんにはあったかもしれませんけど、市民の方々にとっては、市役所の職員さんがそうやって控えてくれていたということを知れば、それは心強いことだと思いますので、よかったと思います。

ただ、せっかくそうやって警戒態勢は取った。けれど、結局、その後に大きな地震は来なかったわけですよ、発生しなかったわけです。もちろん、巨大地震注意という情報が出て、大きな地震は来なかったんだから、それはそれでいいんですけど。当然、市役所の体制だけでなく、多分市民の方々もそれなりに身構えたと思うんですよ、地震来るんちゃうかなとか思って。そういう人たちは、情報は出た、地震が来るかも、来なかった、空振りやった、地震が来なかったからそれでええやんっていうのが、これが2回目、2回続いたらどうなのかなと。次、また巨大地震注意とか情報が出て、身構え、準備して、来なかった、空振りやった、来なかったからそれでええやんって、それで済むかっていう話なんですよ。そういうことが何回もあつたら、情報は出た、どうせまた、そんなん言うけどけえへんやろというようなことにならへんかなという、そういう心配をしてるのが今回のこの質問なんですけどね。狼少年効果という言葉があるらしいんです。災害情報に対する狼少年効果という、そういうものが存在するということは、これは危機管理監としては認識されてますか。

○危機管理監 提供した情報と実際に発生した状況が違うこと、あるいは誤報が繰り返されることによりまして情報の信頼性がなくなり、その後、情報が発せられても、情報を受け

た人が行動を起こさなくなる現象であるというふう認識してございます。

以上でございます。

○筒井 寛 イソップ物語でその狼少年の話が来てるんで、これちゃんとした実は心理学用語として存在するらしいんです。もう狼少年の話は今ここで詳しくはしませんけど、要は間違った情報、災害、地震、台風、豪雨、そういう全部なんです、的中率の低い災害情報が繰り返されると信頼度が下がる、準備を怠る。そうなったときに、実際に災害が来てしまうと被害が大きくなると。これは怖いことだというふうに思います。なので、これを防ぐ、この狼少年効果を軽減あるいは克服していく、そのための手だて、そういうなんも考えていかなあかんのちゃうかなというふうに思うわけでありますが、行政として何かできることはないかというふうに考えてはることはありますでしょうか。

○危機管理監 狼少年効果に対する手だては特に考えてございませんけれども、住民の皆さんが避難しなくてもよかったのではないかとではなく、災害が起こらなくてよかったと思っただけのよう心がけて、狼少年効果を恐れず、情報の提供をすべきであると考えております。

内閣府が示している避難情報に関するガイドライン、こちらにおきましては、「災害が発生する前の災害のおそれがある、または高い状況で市町村長から避難情報が発令されることから、実際には災害が発生しない、空振りとなる場合がある」、「避難した結果、何も起きなければ幸運だったという心構えをすることが重要である」と記載されており、「緊急時に避難情報の発令タイミングや発令対象区域の判断に迷うことが可能な限りないように、また避難情報を発令したにもかかわらず、災害が発生しない、いわゆる空振りの事態を恐れずに、発令基準に基づき避難情報を発令できるよう、平時より様々な状況を想定した避難情報の発令基準を設定しておくべきである」との記載がございます。本市といたしましても、これに基づいて適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○筒井 寛 要は、空振りを恐れず情報発信を続けていくというのがありまして、これ非常に重要なポイントかと思えます。ただ、なかなか、そういうふうに思っただく、これも答弁の中にありました、情報が空振りであっても、災害がなかった幸運だったと思うようになるというのは、ずっと意識の問題として、実際に誤情報が、それから的中率の低い情報が繰り返し、それでも空振りでええやんと思えるには、やっぱり限度があるのかなというふうに思うわけであります。それが1年なのか、2年なのか、5年、10年、20年なのか、2回、3回なのか、5回、10回なのか。そのたびに、個人的な負担もあるし、それから社会的な負担、例えば公共交通機関の計画運休とかですかね。そういう個人的にも社会的にも負担がある中で、そのことにどこまで耐えられるかという話になるかなというふうに思うのであります。そこで、やっぱりその人たちがどういうふうに意識を変えていくかということの取組の中に、情報を受け取るだけの受け身の姿勢やったら、その情報の信頼度が低下してくると腹が立ってくるわけです。だから、そうじゃなくて、防災は自分のことなんやと、そういう

強い意識を持ってもらうようにすることが大事なんじゃないかなと、そういうふうに思うわけであります。

その辺、私も今回これをするに当たり勉強もし、いろんなもんも探して見たわけでありますが、例えば防災計画であつたり避難計画であつたりというのを自分で作る、その作成過程に関わるということをしていくことで、災害への備えが自分事に近づく、そういう効果がある。というふうなことがいろんなところへ出ているわけであります。その他、そういうことはできるのかなというふうに思うとったわけでありますが、もし、それで狼少年効果を軽減するのやったら、それやったらこれまでの受動的なそういう姿勢の防災ではなくて、市民さんが自ら主体的に防災計画、避難計画の作成に関わるような、そういう姿勢、そういうなんを育てる、そういう方針といったこと、そんなが必要になってくるんじゃないかというふうに考えてるわけですが、その辺はどのように捉えておられますでしょうか。

○危機管理監 市民の方々の防災意識の変革に関しましては、自治会や自主防災組織が実際にされる防災訓練に参加させていただいた機会や出前講座などで訪問した機会を捉えて、自助・共助の大切さや自らの安全は自らが守るという意識を持っていただけるよう、重点的にお伝えしているところでございますけれども、防災に関しましては自分事と捉えていただけるように、さらに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○筒井 寛 すんません。よう似た内容の答弁ありましたね。すいません。私としては、とにかく自分事として捉えてもらえるよう意識づけをするというところで取り組んでもらいたいと思った質問だったんですけど、よう似た質問の内容で、よう似た答弁になってしまって、かぶったかなと思って、申し訳ございません。

ただ、自分事にする、さっきも言いました防災計画、避難計画を自分事として考えて、自分で作っていかなあかんというような話になってくると出てくる、思い浮かぶのは避難計画なんですけど、それは災害時の避難行動要支援者の避難行動計画、これをつくるという話が頭の中にすぐに浮かんでくるわけでありますが、これに関しては、この私も、ほかの議員さんも、もう何度も質問されておるわけでありますが、それについて少し幾つか聞いていきたいと思います。

まず、避難行動要支援者、名簿を作らなあかんという話なんですけど、そもそもその名簿はもうできてるんですか。今現状はどのようになってるんですか。もうできたんでしょうか。

○福祉部長 お答えいたします。

避難行動要支援者名簿につきましては、令和5年度に修正された地域防災計画に定められました避難行動要支援者名簿に掲載されるものの範囲を基に全体的な更新を行いまして、現在は転出や死亡などに関して名簿を随時更新してるところでございます。

以上です。

○筒井 寛 ということで、一応一旦は名簿ができた、さらに今随時更新しているという状況だということですね。となると、その名簿を基に今度個別の避難計画、それをつくって

いかなあかんわけではありますが、それは市長の行政報告とかの中で、もう9月から、どんどん優先度の高いほうからつくっていくということで報告してくれはりましたですが、具体的にはどんな手続、流れで個別の計画はつくられていくのでしょうか。

○福祉部長 個別避難計画作成の優先度が高い対象者に調査票を送付いたします。この調査票に記載される内容でございますが、個人情報開示の同意の可否や要支援者の情報、緊急連絡先や避難支援者、避難場所、そのほか必要な配慮の情報でございます。その調査票の情報に基づいて、市で個別避難計画を作成し、本人へ送付することとなります。

以上です。

○筒井 寛 対象者に調査票が送付されて、記入されたものが戻ってきて、それを基にみると。ちょっと気になったんですが、そもそもその調査票に記入する時点で誰に支援してもらおう、支援してもらう人いてないねけど、そんならええねんとかというような、そういう問題、問合せが入ってくる可能性が大いにあると思うんですが、その辺はどうでしょう。

○福祉部長 調査票については、要支援者ご本人に記載していただくことで、災害が起こった場合、どこに避難するのか、またどういう方に避難支援をしてもらえるのかといった確認をしてもらい、自助の意識を高めるといった効果も期待してございます。そういった観点から、まずは本人に支援者を探し出してもらい、記載してもらいたいと考えております。その一方で、そういった問合せがありました場合は、所管や、場合によっては市のほうで関係している福祉団体や事業所などと連携を取って、支援者探しといったことも含めた相談支援を行うことを想定しております。

以上です。

○筒井 寛 分かりました。市としては、フォローはしっかりしていくけども、基本的には自分でつくる、そうやって自分事にしてもらおう、自助の意識を高めるということを言うてくれはったのかなというふうに思います。

そうやって自分でつくれば、だから自分で支援者を探す、そして頼むということをしていけば、情報発信、災害の情報があつたら、その都度頼んでいかなあかん、自分もしていかなあかと自分で思うようになって、自分事になっていく。だから、それがたとえ空振りであっても、また次に出たとき、しっかり自分でやらなあかんというふうに思い続けられるようになっていくんちゃうかなというふうになるわけでありまして。要支援者名簿に載ってる人だけでなく、全ての市民の方がそう思えるような話になっていったらええなというふうにはちょっと思うわけでありまして。

こうやって聞いていきましたけども、狼少年効果、やっぱり怖いと思ってるんです、私は。そういうなんが生まれないう、発生しないように、行政として考えていつていただきたいということでもあります。そのときに、情報発信する側としては、情報発信の仕方、その工夫っていうのもいろいろ考えてほしいというふうに思うわけでありまして、その辺はどのように考えておられますでしょうか。

○危機管理監 避難情報を発令する際は、空振りを減らすとともに、災害リスクの高い地域の居住者らが避難情報に対して、我が事感を持って、適切な避難行動を取るためにも、発令対象区域を適切に絞り込んだ発令基準を平時から整備していくことが重要であります、一方で、いざというときには、いわゆる狼少年効果や空振りを恐れずに避難情報を発令し、可能な限り速やかに、また正確な情報をお伝えし、誤解や疑念を生むことがないように心がけて、発信の工夫をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○筒井 寛 ありがとうございます。

本当に、今情報をしっかり精査して、正しい情報を出す。というのは、狼少年効果を恐れない、さらには最終的には市独自の工夫も考えたいと言うてくれてはるんで。今、具体的にどういうふうに発信していけば最も効果的かというのはなかなか難しいとは思いますが、その辺やっぱいろんな様々な多分研究発表もあるかというふうに思いますので、しっかり研究していってもらいたいと思いますし、また当然、今もうずっと話してきましたが、情報を受け取る側の意識というのもどんどん変えてもらわなあかんと。そのためには、その啓発、防災教育、こっちのほうにもぜひとも力を入れてもらいたいなというふうに思うんですが、そっちの方面の取組というのはどういうふうに考えてはりますか。

○危機管理監 情報を受け取る側の意識を改めるための啓発などが必要ということにつきましては、議員が申されたとおりと考えております。日頃から自助の意識を持って備えていただく。また、情報と実態が違っていても、災害が起これなくてよかったと思っていただけるように、学校現場などの関係機関にも働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○筒井 寛 本当に、その辺、いわゆる防災教育とかというところへも力を入れていただきたいなというふうに思いますので、またよろしく願いいたします。

今回は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）というものが発信されて、その後、大きな地震が発生しなかった。だから、よかった。けども、それが狼少年効果を生んだら怖いよというような、そういう観点で質問させていただきました。本当に大きな災害が発生しても、一人でも多くの方の命が守られるよう、香芝市民の防災意識が高まるように、行政にも頑張ってもらいたいというふうをお願いいたしまして、大項目1つ目の質問は終わります、次に移りたいと思います。

「誰でも通園で『奈良いち』になる」

○筒井 寛 2つ目、次は保育所の件。

もうタイトルもありますが、政府は子育て支援政策の一つとしまして、こども誰でも通園制度を実施すると言いだしたわけですね。私は、これを初めて聞いたとき、これまたえらい大風呂敷を広げたなというふうにも思ったものであります。誰でもって、ほんまに誰でも行

けんのかいなど。誰でも通園、通所、保育所に入れるということですね。これはほんまにそうなるんかと。また、実際やるとなったら、自治体の負担はもうこれ途方もないことになるんじゃないかと、国はそれをどこまで面倒を見てくれるんやと、財政措置ですね。どこまで国のお金と責任でやってくれるのかと随分心配したところであります。もうそない言うてるうちに、令和8年度、2026年ですか、もうあと1年半という状況に迫ってきたということなんであります。なんで、そのことについてちょっと質問していきたいなというふうに思います。

先月末、8月22日でしたか、子ども・子育て会議がありまして、その会議は傍聴させていただきました。その会議自体は今後の本市の子育て施策の計画を審査する会議なんで、特段この件について多くの時間を割いていたわけではないんですが、その会議を構成する、市民を代表するメンバーの方の中から、この制度、こども誰でも通園制度に関する質問が出まして、ああ、これはやっぱり、このこども誰でも通園制度、これに高い関心を持ってはる市民の方が多いのかなというふうに感じたところであります。

ですので、大項目の最初の質問といたしまして、とにかくこのこども誰でも通園制度、これについて、これはどのようなものなのか、もう概要で結構ですので、まずその制度の説明をお願いします。

○福祉部次長 失礼いたします。

全ての子育て家庭に対しまして、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月に一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる通園制度でございます。

以上でございます。

○筒井 寛 取りあえず今の答弁を聞く限りでは、制度上では確かに誰でも行けるという話になっているということですよ。それでも、本当に全部受け入れられるのかということになれば、またそれは話は別になるのかなということを思うわけですが、それは後でまた聞くので、まず今はひとまず置いといて。今、答弁してもらった制度の説明ですね。その制度であれば、これまでの保育事業とは何がどう違うのか、どう変わるのかというところもできたら説明、簡単に結構です、説明していただけたらと思います。

○福祉部次長 類似事業といたしまして、一時預かり保育がございます。違いといたしましては、一時預かり保育は、家庭において保育を受けることが一時的に困難な場合に利用する事業であるのに対しまして、こども誰でも通園制度は、同世代の子供と関わる機会を得ることで子供の発達を促すことができることを目的としているものでございます。

○筒井 寛 保育ではあるけれども、就学前教育としての性格を前面に出しているというふうに私は聞きました。そのように今では聞こえたわけですが。といいながら、結局保育としての需要が高いというところはもう間違いのないところなんじゃないでしょうか。実際、どうでしょう、例えば就学前教育の教育機関としてるのは幼稚園っていうのがあって、その幼稚園と保育のための保育所とでは需要の量的な傾向としては現状どんな感

じですか。

○福祉部次長 幼稚園利用を希望される世帯より、保育利用を希望する世帯が増える状況でございます。

○筒井 寛 大体そういうことですよね。そうだと思います。

そういう状況の中で、さらに現在本市における保育所の入所待ち、いわゆる待機児童なんですけど、その数なんですけど、実態として、実態というのは、いわゆる国基準ではなくて、その実態として、どれぐらい待機の子供の数がいてるのかなと。できるだけ直近の数字でお願いします。

○福祉部次長 令和6年7月時点で公立の施設に入所できなく待っていただいている人数といたしましては、86名いる状況でございます。

○筒井 寛 待機児童86人ということですね。実は、この数字が直接的に誰でも通園の制度と直接関係あるのかということ、そうではない、直接関係のない数字だとは思いますが。でも、よくよく現場レベルのことを考えれば、実際には保育士さんの数と、それから施設の床面積とで各保育所の受入れ定数というのは決まるわけですよね。当然、今現在目いっぱい入っているから86人が入れないわけですよね。そういう状況の中で、誰でも通園って言われて、確かに制度上は誰でも行けるよと。でも、現実にはいっぱいやから待ってねって言われて、何や、誰でも行けるんちゃうかいと言われるような、そんな話にならへんかなと。つまり、親の就労時間に条件はつけないけれど、入れるか入れないかはやっぱりキャパ次第っていう話になんのかなというふうに思ってしまうわけであります。

そんな状況で、このこども誰でも通園制度というのが本格実施されるまであと1年半というところへ迫ってきているわけでありますので、それ大丈夫、ほんまにそれが迎えられるんかというふうに若干不安を感じる部分もあるわけでありますが、本格的に実施するに当たって、どんなことをどれぐらい準備していかなければならないかと、それはどれぐらい進んでるのかというところ辺はどうでしょうか。

○福祉部次長 子育て支援法に基づきまして、令和8年度の実施に向けて、例規整備を含めた準備を行う必要がございます。今後も、国の動向にも注視しながら進めていく必要があると考えてございます。

○筒井 寛 今回の答弁を聞く限りにおきましては、動き始めてはおるけれども、まだまだこれからというところなんですかね。ということで、どんな準備、どんな課題があんのかっていうことを聞いたかったわけなんですけど、これもまた後でもう一回聞くとして、具体的にどういうことをしていかなあかんかって考える上で、国はこの制度を実施するに当たり、いきなり本格実施、全部でってという話が出て、一部自治体でモデル事業等々あるいは試行的事業っていうのとか、先行して幾つかの自治体にやらせてるわけでありますよ。そしたら、モデル事業、試行的事業で、そこからいろいろな見えてくるもんもあるかなというふうに思いますので、そういうことをやってるんですか。そのモデル事業とか試行的事業の状況とかっていうのは今どのようなになっていますか。

○福祉部次長 まず、令和5年度のモデル事業では31自治体での実施でありましたが、令和6年度の試行的事業では4月26日現在115自治体で実施している状況でございます。

○筒井 寛 31と115ですから、だから146とかというような状況でモデル事業、試行的事業をやってはるわけです。その一つ一つをどのようにやってはるかというのを今とてもそんなん聞いてられない、それはもう大変な話なんで、その中身を一個ずつ今は聞くわけじゃないんですが。さっき私、子ども・子育て会議を傍聴させてもらったって言うたんですが、その中でも質問が出とったんですけど、そのモデル事業あるいは試行的事業に本市といたしましては香芝市として手を挙げなかったんですかね。これ、やったらやっただ、もう多分しんどかった、負担はあったかもしれませんが、どうせ本格実施になったら全ての全部の自治体で絶対やらなあかんわけですから、やるわけですから、試しにやっというたら、いろんな問題点とか見えたりとかして、だから本格実施のときに役に立つんちゃうかなというふうに思ったりするんですが、それはちょっと私は安易なことを言い過ぎですかね。何で手を挙げなかったんでしょう。

○福祉部次長 モデル事業や試行的事業に手を挙げることにより、本市の課題やフィードバックを本格運用前に確認することができ、効果的であると考えられますが、当初検討の際に詳しい詳細が出てきていなかったことから、人員や施設、民間事業所との協議などを考えた場合に事業を進めることができなかったと聞いてございます。

○筒井 寛 その募集というか、モデル事業、試行的事業をやるか、やらへんかっていう判断せなあかんときに、本市がそれに対応できるほどの必要な情報がなかった、もらえなかったということかなというふうに思います。そうだったんかなというふうに思います。だから、それは責められる話ではないので、それはもうそれで仕方ないんであります。ただ、そうすると、いわゆる先行的にモデル事業や試行的事業をしてる自治体から、本市のようにしてない事業、それをしなかった、モデル事業や試行的事業をしなかった自治体としては、そういうしてるところから情報が欲しいですね。やっぱり、どんなふうにやったんですか、どんな問題点があったんですかとか、何かそんなん聞きたいじゃないですか。だから、そのための本格実施までの間に交流であるとか、情報収集の場であるとか、要は、どうやって課題や問題点をつくっていくのかという、そういうところ、その辺はどのようになっているのか、どう考えておられるというところはどうか。

○福祉部次長 試行的事業の実施市町村、また本市と同規模の市町村からの確認を行っていくこと、今後の国等からの情報について注視することにより、本制度の実施に向けて検討を行いたいと考えてございます。

○筒井 寛 これについてもまだまだこれからということでもありますね。交流とか、そういう情報交換の場を持っていただいて、情報収集した上で、その課題、問題点をしっかりつかまえてもらいたいなというふうに思います。ということで、それらを今そういう状況の中で、それでも今やっぱりこれからしていかなあかんと思うてること、実際に現状考えられること、現時点で本市として、担当として考えておられる、直接の担当所管として考えておら

れる課題、問題点、またこれから整備、調整していかなければならないこととか、そういうものをとにかく今の現状において考えられることというのをどういうふうに今自分らとしては捉まえているか、それをできたら挙げていただけたらというふうに思います。

○福祉部次長 現在、民間の各園が既に実施しております一時預かり事業や病児保育事業、また支援の必要な児童に対する対応など、継続した受入れを行いながら、こども誰でも通園制度を実施することから、人員や施設整備、また事業開始に向けての財政負担の算出も含めまして、課題の解消ができるよう、国の動向も含めて、注視してまいりたいと考えてございます。

○筒井 寛 民間との調整、それから支援や配慮が必要な子供への対応、それから保育士さんの確保、施設整備、そのための財政負担の算出、要は、そういうことが大きな課題として、これから今存在するそれらをここからしっかり一つ一つ課題を解決していかなあかんということですので、すべきことがたくさんありますので、ここはひとつ踏ん張りどころというか、あと1年半で頑張ってもらわなあかんというふうに思いますので、ぜひともよろしく願いをいたします。

それで、実際これが本格実施されるとなったときに、どういう形で実施されるのかなど。形もやし、量的なもの。というのは何かというと、国のほうで標準的な、このこども誰でも通園制度のやり方、形であるとか量的なものとかというのもある程度国は示しとるんです。ところが、先ほど言いましたモデル事業とか試行的事業の中でそこそこの独自のやり方を試してる自治体もあつたりするんですね。例えば曜日や時間帯で受け入れる子供の年齢を区切ることで受入れ人数を格段に増やしたり、そういう工夫をしてたりとかですね。これ上限を月10時間っていうのは国が示してる基準なんですけど、これを独自に、10時間では少ないとか言うて、月40時間まで増やしてるっていうような、そんな自治体もあるんですよ。ということは、これは要するに独自の各自治体によって裁量権がそこそこ認められてるということだというふうに理解するわけでありまして。もし例えば本市において独自の取組で、それが近隣自治体よりも香芝のこの制度ええやんっていう話になったら、これはどこに家を買う、住むってなったときに香芝を選んでもらう、そのインセンティブができるというふうにちょっと思ったりするわけでありまして。今、一応考えてる、**本格実施になったときのいわゆるやり方の形であるとか量的なものとかというのは、今の想定としてはどんなふうに考えてはりますか。**

○福祉部次長 **実際に事業開始がなされていないため、国が概要で示している標準的な形や量になると考えてございます。なお、事業を進めていく中で、本市の需要も見ながら、保護者ニーズに即した対応についての検証も行っていく必要があると考えてございます。**

○筒井 寛 本市の需要を見ながら、保護者ニーズに即した対応って、もうすごい、一応標準の形や量になるとは言いながら、でもそういうことも考えたいと言うてくれはったんで、それは大変ありがたかったかなというわけでありまして。ぜひともたくさんの多くの事例研究というか、そんなのを重ねまして、もちろん財政的な限界があると、もうそんなことは

分かっとなります。だから、もう際限なくやれと、そんなことは言いません。でけへんのも分かっとなります。しかしながら、可能な限り、その範囲の中で、この制度をみんなで全国一律にやるんですけれども、それが香芝の魅力の一つだと言われるぐらい、よいものにしてもらえたらなというふうに思うわけでありす。そうなれば、先ほども言いました、香芝を選んでもらえる大きなインセンティブになるのかなというふうに私は考えますので、その辺ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

質問としてはもう最後なんですけど、根本的な話で、一番最初に言いました、こども誰でも通園制度、こう言うて以上、ほんまに香芝においてどうなるのか、それは分かりませんが、本当に誰でも通園、保育所入所ができる制度になるのか、そうするつもりなのか。もちろん、そうなってほしいと私は思っているんですが、結局のところ、そこはどうなっていくかというところをしっかりと今ここで言うていただけたらなというふうに思うわけでありす。どうでしょう。

○福祉部次長 令和8年度からの実施に向けまして、本市といたしましても、こども誰でも通園制度において求められる専門性や人員配備について研究検討を重ねる必要があると認識してございます。また、子供一人一人の状況も様々でありますことから、受入れの体制の課題等についても精査する必要があると考えます。以上のことから、十分に準備を行い、誰でも通園できる事業となるよう目指してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○筒井 寛 とても期待をさせていただけるような最後答弁をいただいたかなというふうに思ひます。さっきも言ひましたように、当然財政的な限界もあるということは、私もそれはもう分かっとなることでありすので、際限なくということは、それはもうないんですが、今言うてくれはったように、とにかくできる限り精いっぱい、いろんな研究もした上で、対応もした上で、課題も潰していった上で、市民のニーズに合った、ほんまによいもの、そういうよい制度にしていきたいというふうに担当所管としては言うてくれてはるわけでありすから、ぜひともそういうふうなよい制度というのが実現して、本当の意味で香芝市民の役に立っていただいて、さらに市外からはそれが香芝の魅力だと言われるような、そういう制度になって、それで人が集まるというような、そういう事業となりますような期待を込めさせていただきまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。